

高松市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第7項の規定により、平成23年2月24日付け高財活第129号で高松市長から提出された監査の要求について更なる監査を実施したので、その結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

平成24年2月24日

| | |
|---------|------|
| 高松市監査委員 | 吉田正己 |
| 同 | 山下稔 |
| 同 | 波多等 |
| 同 | 森谷忠造 |

高松市土地開発公社の出納その他の事務の執行に関する監査要求に基づく更なる検証に係る監査結果報告について

第1 要求の要旨（原文）

高松市土地開発公社（以下「公社」という。）の調査により、公社が、過去に、保有地を高松市（以下「市」という。）に売却した際に、金融機関からの借入金に加算する利息を誤って過少に算定し、市からの売却代金を少なく収入していたこと等により、公社に損失が発生していることが判明し、当該未収金についての措置要望がありました。

つきましては、公社調査結果の内容を確認するため、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市監査委員に市長の要求による財政援助団体監査として、公社の出納その他の事務の執行に関し、過去の市と公社保有地の売買契約における利息算定の誤り等による過少（過大）収入となった額およびその後の未収金に伴う利息負担増加額等についての監査を求めるものです。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本件要求に係る監査対象事項は、公社が市の依頼により買取取得した土地を市に売却した際に、当該土地の購入資金として金融機関から借り入れた金員に加算する利息を過少に計算して売買代金を算出した過ちなどのため、公社に損害が生じた事案（以下「過年度損失金事案」という。）が判明したことにより、その損害相当額の未収入金を計上せざるを得なくなったとして、その未収入金に対する措置要望をしてきたことに関し、当該過年度損失金事案による損害相当額とされる未収入金およびこれに対する爾後の利息負担増加額等の有無ならびにその金額の適否を検証することであり、公社が未収入金に対する措置要望をしてきた過年度損失金事案25件については、平成23年7月12日付け高松市監査委員告示第11号の監査（以下「前監査」という。）結果のとおりであるが、前監査に関連して、過年度損失金事案以外の市との土地売買事案（以下「未検証事案」という。）における売買代金の適否なども更に検証の必要があると思料し、その検証をすることにしたものである。

2 監査対象団体および同団体への財政的援助を所管する部局

本件監査対象団体および同団体への財政的援助を所管する部局は、公社および財務部財産活用課公有財産管理室である。

第3 監査の結果

本件要求について監査委員は、合議により次のとおり決定した。

- (1) 今回監査の対象である未検証事案（売却件数で2,579件、決裁件数で8,394件）のうち無作為抽出方法により抽出した検証対象事案26件のうち別表No.10の事案は、公社から市への売却時における利息算定に誤りがあり、公社が市に対して請求した利息相当分16万6,470円の正しい金額は16万3,036円であり、3,434円の過大請求をしていることが確認されたので、この事案に関する利息算定等も正しく行われていたとしている公社自身の調査結果は誤っている。

この過大請求分3,434円を、前監査結果で明らかにした過年度損

失金事案における損害金1億3,472万5,769円から差し引くと、同損害金は1億3,472万2,335円となる。

(2) 今回監査において検証対象事案とした26件のうち上記の別表No.10の事案を除いた25件の事案は、いずれも利息算定等が正しく行われており、この点に関する公社自身の調査結果は適正なものであることが確認できる。

(3) 今回監査において検証対象事案とした26件の事案について、公社の出納その他の事務の執行の適否を検証するため、各決裁や伝票などの関係書類を精査するとともに、各関係者から事情聴取するなどして調査した結果、特に関係職員の不正・不当を疑うような点は一切見当たらず、公社の出納その他の事務の執行は、上記(1)で指摘の利息計算上の過誤が一部認められた問題はあるものの、おおむね適正に行われていることが確認できる。

(4) 今回の監査では、未検証事案全件を全面的に検証することは、費用対効果の観点から、実施しなかったが、今回監査の結果から考察すると、その一部事案(今回の監査結果における比率は、件数にして3.846%、利息金額にして0.006%)に利息計算上の過誤があるおそれがあることは否定し難く、その事案件数も軽視できないものに及ぶ可能性はあるものの、それによる過誤金額は極めて僅かなものにとどまることが推測され、全体的にはおおむね利息計算等が正しく行われていることが認められる事実を照らし、公社の出納その他の事務の執行も適正に行われていることが推認できる。

(5) 市と公社は、実質的には一体的な存在であり、仮に市と公社の個別の土地売買取引により、一時的には形式上その当事者間に計算上の過誤による僅かな損得が発生する事象が生じたとしても、最終的にはその損得は実質上同一体に帰することとなり、市と公社の間には損得が残らず、他に何らの影響も及ぼすものではないと思料されるが、その最終的な経理処理は、総体的に適正かつ合理的に行うことが肝要である。

以下、その理由を述べる。

1 監査により認められた事実

市と公社の関係、公社の概要とその運営の実情、公社による公共事業用地の取得と市に対する売却の実務および過年度損失金事案の判明と市に対する措置要望に至る経緯などについては、前監査で明らかにしているのので、その認定事実を前提として、前監査で検証した事案以外の未検証事案について検証する監査を行うこととした。

(1) 未検証事案についての検証の必要性

公社が、市に対し、未収入金に対する措置要望をしてきた過年度損失金事案25件については、前監査結果のとおりであり、25件のうち1件に相当額の利息計算過誤があることが判明したので、未検証事案についても同種の計算過誤がある可能性を否定することができず、その懸念の当否を明らかにするため、前監査に関連して、未検証事案における売買代金の適否など公社の出納その他の事務執行に関する監査も更に必要であると思料し、その検証をすることにしたものである。

更なる監査に当たっては、事案が極めて多数に及び、資金操作も複雑に錯綜していることから、まず、未検証事案の概要を把握するとともに、公社の出納その他の事務の執行に関する監査の目的を達成するために、最も効果的、効率的な検証の手法を探求することとした。

(2) 未検証事案の概要とこれに対する検証の手法

公社が、設立当初の昭和48年度から平成21年度までの間の土地売買取引を対象に調査した結果、公社が土地所有者から事業用地として取得したものおよび公社が市に売却をしたものの決裁件数は8,394件に及び、これを公社が管理する用地買収決裁と用地売却決裁に係るデータファイルを基に、用地売却時のデータを整理すると、公社の市に対する用地売却件数は、2,579件であることが判明した。

これらの事案において、公社が市に売却をしたものの決裁については、公社が土地所有者から取得した事業用地を複数年度にまたがり市に売却するなど、資金操作も複雑に錯綜していること、公社の調査結果により判明した過年度損失金事案25件のうち、23件の事案では、

利率を誤って算定したもの、売却日を誤ったもの、銀行借入金の借入日を誤ったものなど、公社が市に用地を売却する際の利息計算上の過誤によるものであったことが明らかになったことなどの事情を重視し、特に、同決裁を重点的に検証していく必要があるものと判断した。

しかし、検証対象の未検証事案は、決裁件数・売却件数ともに極めて多数であり、各事案における資金操作も複雑に錯綜しているため、その全件を個別に検証するには、多くの人材と長年月の期間を要することは必定であり、費用対効果の観点から、無作為抽出方法により一定数の事案を検証することにより、全体的傾向を見出すことが最も効果的・効率的な検証手法であると考えた。

そして、限られた人材と期間のうちに、その結果を出すためには、未検証の売却件数 2,579 件（前監査で検証済みの過年度損失金事案 25 件に係る売却決裁のデータはあらかじめ除外している。）の約 1 パーセントに当たる 26 件を抽出し、それを検証対象事案とすることとした。

（3） 未検証事案に対する検証

ア 無作為抽出方法による検証対象事案の抽出

検証対象事案となる 26 件の抽出に当たっては、すべての未検証事案が等しい確率で、検証対象事案として抽出されうる機会を持つことが重要であることから、売却年度、売却金額および借入金額の大小などの条件を付すことなく、無作為抽出方法により、検証対象事案を抜き出す手法で行うこととし、整理した売却件数 2,579 件の中から、表計算ソフトの関数機能を使用して、検証対象事案 26 件を決定した。それら検証対象事案の概要は別表のとおりである。

イ 検証対象事案についての検証とその結果

検証対象事案についての検証に当たっては、別表 No. 1 から No. 26 に係る関係書類を精査し、検算するとともに必要に応じて監査対象団体や同団体に対する財政的援助を所管する部局の職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。その結果は以下のとおりである。

No. 1 から No. 9 および No. 11 から No. 26 の各事案については、関係書

類を確認するとともに利息の再計算を行った結果、いずれも正しく利息算定等が行われており、公社の調査結果と合致したが、No.10の事案については、公社の調査結果と3,434円の差異があった。

この差異があった事案は、公社が、昭和57年11月19日に銀行借入金140万円により、都市計画道路高松海岸線用地を取得し、昭和59年3月26日にこれを市に売却したものであり、公社の調査結果では、正しく利息算定等が行われているとされていたが、売却する際の利息の計算過程において、銀行借入金の借入日を昭和57年11月9日と誤ったため、利息算定に誤りが生じ、市に利息相当分16万6,470円請求していたものの、正しくは16万3,036円で、3,434円を市に過大請求していたことを確認した。

なお、検証対象事案26件に係る公社調査結果の利息の総額が5,638万8,813円であるのに対し、今回の監査で明らかになった公社の市に対する過大請求金は3,434円であり、その比率は、約0.006パーセントであった。

2 監査委員の判断

(1) 未検証事案における売買代金の適否について

監査により認められた事実(3)のイのとおり、今回監査を行った無作為抽出方法により抽出した検証対象事案26件のうち別表No.10の事案を除く25件については、いずれも正しく利息算定等が行われ、公社の調査により算出した利息は、当監査結果と合致しており、正しいものと判断する。しかし、別表No.10の事案については、公社から市への売却時における利息算定に誤りがあり、市に利息相当分として16万6,470円請求していたが、正しくは16万3,036円であり、その差額3,434円を市に過大請求していたことが確認されたことから、同事案も正しく利息算定等が行われているという公社の調査結果は誤りであると判断する。

この過大請求分3,434円を、前監査で明らかにした過年度損失金事案における損害金1億3,472万5,769円から差し引くと、

その損害金は1億3,472万2,335円になる。

(2) 公社の出納その他の事務の執行の適否について

今回の無作為抽出方法により抽出した検証対象事案26件の監査において、前記のとおり、別表No.10の事案1件に利息計算上の過誤があり、公社による比較的少額の過大請求があることが判明したものの、それ以外の25件の事案では、いずれも正しい利息算定等が行われ、おおむね適正な事務処理が行われていることが判明しており、該当する決裁や伝票などを精査しても、関係職員による不正・不当を疑うようなものは何ら見当たらなかった。

また、監査により認められた事実(3)のイのとおり、別表No.10の事案について、公社から市への売却時における利息算定に誤りがあり、3,434円を市に過大請求していたことが確認されたものの、検証対象事案26件に係る公社調査結果の利息の総額5,638万8,813円に対して、公社が市に過大請求していた金額3,434円は、比率にすると約0.006パーセントと極めて少額であったこと、さらに、監査により認められた事実(3)のアのとおり、すべての未検証事案が等しい確率で、検証対象事案として抽出されうる機会を持つことが重要であることに鑑み、売却年度、売却金額および借入金額の大小などの条件を付すことなく、無作為抽出方法により、検証対象事案を抜き出し、検証したものであるが、上記で述べた事案以外は、公社の調査結果は適正であると認められることなどから類推するに、一部事案に利息計算上の過誤があるおそれがあることは否定し難いものの、その程度は極めて僅か(今回の監査結果における比率は、件数にして3.846%,利息金額にして0.006%)にとどまるものと推察され、今回監査で抽出されなかった未検証事案についても、公社の調査結果は、おおむね適正であると推認できる。

最後に、公社による調査で、判明した過年度損失金事案は、公社と土地所有者の間の売買契約における過誤の問題ではなく、実質的には一体関係にある公社と市との間の売買契約における利息算定の過誤などの問題にとどまり、他に何らの影響も及ぼすおそれは全くなく、今

回監査で確認した，公社から市への売却時における利息算定の誤りに
ついては，極めて少額の1事案にすぎないので，更に残余の未検証事
案全件の検証を継続したとしても，公社の調査結果に大きい消長を来
すことはないものと推認されるので，更なる検証を継続することの必
要性はないものと思料する。

以上のとおり，今回監査をもって，公社の出納その他の事務の執行
に関する監査の目的を十分達成したとみるのが相当であると判断す
る。

別表（無作為抽出方法により抽出した検証対象事案）

（単位：円）

| No. | 用 途 | 売 却 年 月 日 | 公 社 調 査 結 果 の 利 息 (A) | 監 査 結 果 の 利 息 (B) | (A)-(B) | 誤った要因 |
|-----|--------------------|--------------|-----------------------------|-------------------------|---------|-------------------------------|
| 1 | 都市計画道路 | S54.4.28 | 1,647,874 | 1,647,874 | 0 | - |
| 2 | 中央卸売市場 | S51.3.31 | 280,597 | 280,597 | 0 | |
| 3 | 中央卸売市場 | S52.3.18 | 92,099 | 92,099 | 0 | |
| 4 | 広域地区改良 | S52.5.4 | 64,587 | 64,587 | 0 | |
| 5 | 広域行政 | S53.3.31 | 4,998,832 | 4,998,832 | 0 | |
| 6 | 広域行政 | S53.3.31 | 5,028,863 | 5,028,863 | 0 | |
| 7 | 十河保育所 | S57.4.30 | 7,873,375 | 7,873,375 | 0 | |
| 8 | 文教施設 | S58.2.28 | 3,511,302 | 3,511,302 | 0 | |
| 9 | 都市計画道路 | S61.9.10 | 69,591 | 69,591 | 0 | |
| 10 | 都市計画道路 | S59.3.26 | 166,470 | 163,036 | 3,434 | 銀行借入金の借入 日を間違った過誤に よるもの |
| 11 | 都市計画道路 | S60.3.29 | 496,458 | 496,458 | 0 | - |
| 12 | 都市計画道路 | S60.3.29 | 615,232 | 615,232 | 0 | |
| 13 | 文教施設 | S60.4.15 | 695,374 | 695,374 | 0 | |
| 14 | 都市計画道路 | H10.3.13 | 962,949 | 962,949 | 0 | |
| 15 | 都市計画道路 | H4.3.17 | 126,387 | 126,387 | 0 | |
| 16 | 都市計画道路 | H4.10.30 | 5,197,184 | 5,197,184 | 0 | |
| 17 | 都市計画道路 | H8.2.9 | 544,488 | 544,488 | 0 | |
| 18 | 都市計画道路 | H7.3.24 | 301,419 | 301,419 | 0 | |
| 19 | 都市計画公園 | H8.4.30 | 0 | 0 | 0 | |
| 20 | 都市計画公園 | H9.7.31 | 15,818,508 | 15,818,508 | 0 | |
| 21 | 高松区 松港頭地 区 総合整備 | H11.5.31 | 831,759 | 831,759 | 0 | |
| 22 | 高松区 松港頭地 区 総合整備 | H10.7.10 | 526,873 | 526,873 | 0 | |
| 23 | 高松区 松港頭地 区 総合整備 | H11.5.31 | 3,845,536 | 3,845,536 | 0 | |
| 24 | 高松区 松港頭地 区 総合整備 | H10.7.10 | 425,480 | 425,480 | 0 | |
| 25 | 都市計画公園 | H18.6.28 | 1,893,400 | 1,893,400 | 0 | |
| 26 | 高松区 松港頭地 区 総合整備 | H11.5.31 | 374,176 | 374,176 | 0 | |
| 合 計 | | | 56,388,813 | 56,385,379 | 3,434 | |

注 No.19の事案については、借入当初から市借入金のため、利息は発生しないことから、0円となるものである。